

制度としてのNIPT 検討の論点

京都薬科大学薬学部基礎科学系一般教育分野

野崎亜紀子

野崎亜紀子 博士（法学） 専門：法哲学

所属学会：日本法哲学会、日本医事法学会、日本生命倫理学会、日本公法学会

2001 博士（法学） 千葉大学

2002-2004 日本学術振興会特別研究員（PD）

2004-2013 広島市立大学国際学部

2013- 京都薬科大学薬学部基礎科学系一般教育分野

【主な執筆論文】

- 法は人の生lifeをいかに把握すべきか Martha Minowの関係性の権利論を手がかりとして（学位論文、2001）
- 規範的關係論・序説（『千葉大学法学論集』29巻1-2号、2014）
- 生命医学研究におけるプロフェッショナリズム・ガバナンス・法（日本法哲学会編『生命医学研究と法 法哲学年報2017』、2018）
- 子どもを持つ権利：生殖とリベラルな社会の接続を考えるために（松本・井上編著『人口問題の正義論』所収、2019）

概要

- ① 制度としてのNIPTという観点から検討すべきと考えられる論点を示す
- ② 特に必要と考える視点について
- ③ この社会における生のあり方を制度として考える（現行法を踏まえた視点）
- ④ 行政が関わる規制のあり方を考える（共同規制の考え方を参考に）

制度としてのNIPT～適正な制度であるために 検討の論点

①医療技術として → コンソーシアム臨床研究

②医療として → 配分、アクセス、情報提供、費用、遺伝カウンセリング

- **便益** → 侵襲を伴う確定的検査を回避することを可能とする
- **簡便さ** → 侵襲性が低い + 結果について検討するハードルが低くなる (NIPT を受けることの意義や、検査結果の解釈について十分な認識を持ちにくい)
- ✓ 妊婦に対し、臨床遺伝学の知識を備えた専門医が十分な情報提供と説明を、検査の前後に行うことが、NIPTを実施するうえで必須 → 施設要件
- ✓ 消費者保護的観点、DTC、医療法上の施設基準、臨床検査技師法

③この社会における生のあり方として

人間の生の両端(生と死):私的+公的関心

④規律の手法

公私協働

制度としてのNIPT～③この社会における生のあり方として

• 妊娠・出産(生殖)....:

高度に私的(わたしの)問題

+

公共的(わたしたちの)問題

私(たち)の子ども・家族をつくる

この社会の構成員を生み出す

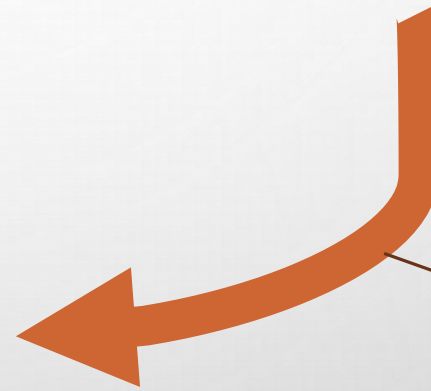


生殖におけるプライバシー



特別な(高度に親密な)関係の形成

(△自己独立の自由)



- 様々な支援・ケア体制
- 支援(福祉につなげる)
- ...

- 【現行の法令】
- 刑法 墮胎罪
 - 母体保護法

【刑法 墮胎罪】

第212条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

第213条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第214条 医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

【母体保護法】

第14条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫かんいんされて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

NIPTに対する公的規制のあり方についての検討のポイント

1) 墮胎罪・人工妊娠中絶に関する法令との整合性

NIPT_positive(21 trisomy) → 87.6%中絶

➤ 墮胎罪

胎児のinterestを認める・保護

→ 母体外で生命保続できない時期の実施について通常適用は
考え難い

→ 胎児のinterestを認める・保護

➤ 母体保護法の運用

→ 胎児のinterestを認める・保護 + reproductive health rights = 母体保護法

2) 規律の手法: 行政が規制することの正当性・正統性

➤ NIPT規律を担う前提 → 1) 我が国の法令状況

➤ 指針違反への対処 → ④

NIPTの検査結果

NIPTコンソーシアムの成績: 2013年4月 - 2019年 3月

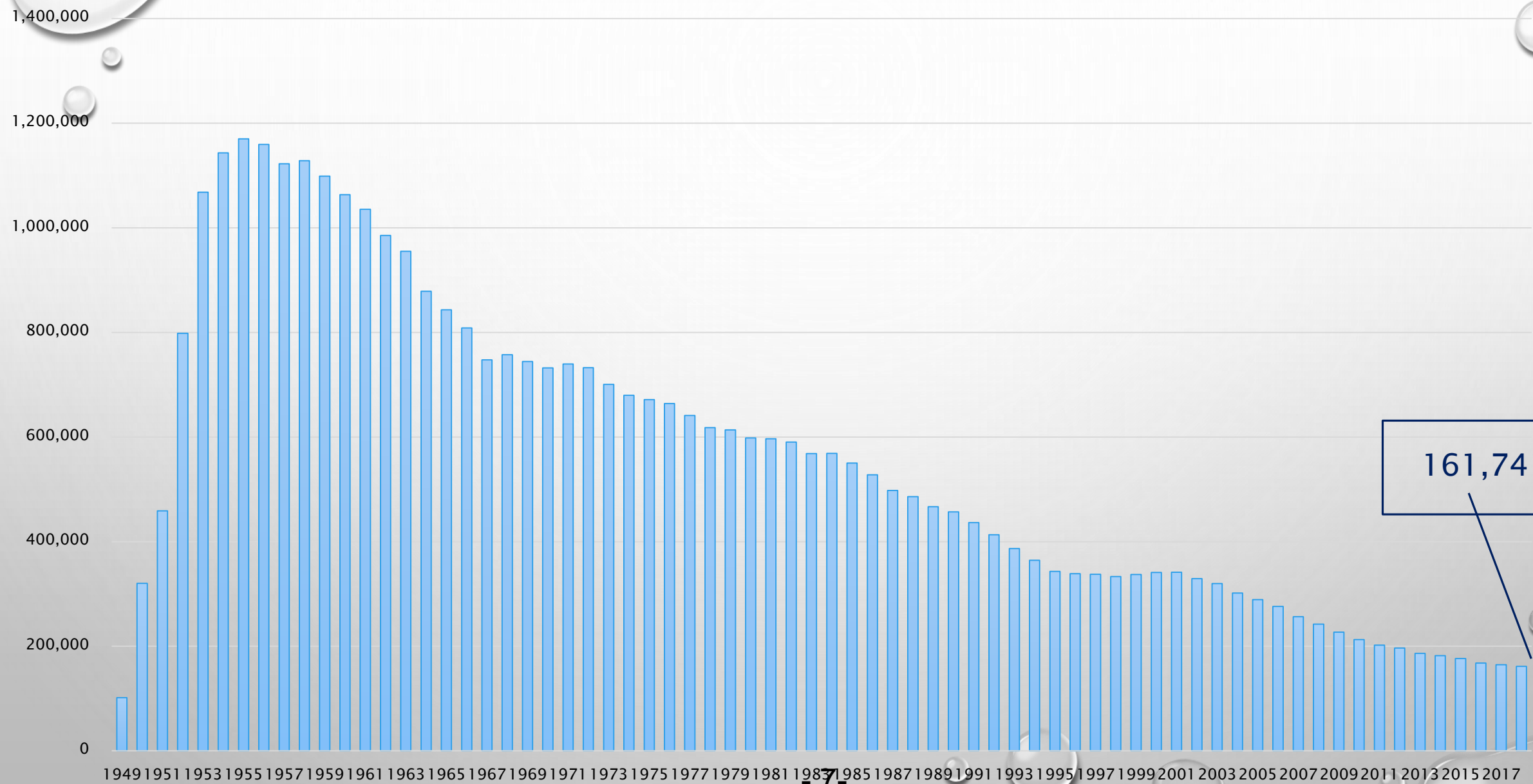
検査結果		実数	(%)
陽性	21トリソミー	776	1.07 %
	18トリソミー	388	0.54 %
	13トリソミー	117	0.16 %
	計	1,281	1.77 %
陰性		70,955	97.83 %
判定保留	再検査		
	陰性	133	
	陽性	16**	
	判定保留	57	
	羊水検査*	53	
	受けず	31	
計		290	0.40 %
検査の総数		72,526	

* 多発的染色体数的異常が疑われた結果としての判定保留となった例を含む

** 13トリソミー:2例、18トリソミー:8例(1例のみ真陽性)、21トリソミー:6例(1例のみ真陽性)

WG第1回関沢氏資料

人工妊娠中絶数(人口統計資料集2020より)



161,741

人工妊娠中絶とリプロダクティブヘルスライツ

- 第2次男女共同参画基本計画（2005年12月閣議決定）

性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)とは、「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。

(国連の女性差別撤廃委員会に対する2008年の『実施状況 第6回報告』も同様)

- 総務省「第6回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項」～政府は人工妊娠中絶を非犯罪化するつもりはあるか」に対する回答（2009?）

「我が国刑法においては、胎児の生命・身体の安全を主たる保護法益としつつ、併せて妊娠中の女子の生命・身体をも保護法益として、墮胎は犯罪行為とされているが、母体保護法において母性の生命健康を保護するとの観点から、母体保護法(昭和23年法律第156号)第14条第1項の規定による指定医師のみの人工妊娠中絶が認められている。」

制度としてのNIPT～③この社会における生のあり方として・再

• 妊娠・出産(生殖)....:

高度に私的(わたしの)問題

+ 公共的(わたしたちの)問題

私(たち)の子ども・家族をつくる

この社会の構成員を生み出す



生殖におけるプライバシー



特別な(高度に親密な)関係の形成

(△自己独立の自由)



- 様々な支援・ケア体制
- 支援(福祉につなげる)
- ...

- 【現行の法令】
- 刑法 墮胎罪
 - 母体保護法

NIPTに対する公的規制のあり方についての検討のポイント・再

1) 墮胎罪・人工妊娠中絶に関する法令との整合性

NIPT_positive(21 trisomy) → 87.6%中絶

➤ 墮胎罪

胎児のinterestを認める・保護

→ 母体外で生命保続できない時期の実施について通常適用は
考え難い

→ 胎児のinterestを認める・保護

➤ 母体保護法の運用

→ 胎児のinterestを認める・保護 + reproductive health rights = 母体保護法

2) 規律の手法: 行政が規制することの正当性・正統性

➤ NIPT規律を担う前提 → 1) 我が国の法令状況

➤ 指針違反への対処 → ④

NIPTの検査結果

NIPTコンソーシアムの成績: 2013年4月 - 2019年 3月

検査結果		実数	(%)
陽性	21トリソミー	776	1.07 %
	18トリソミー	388	0.54 %
	13トリソミー	117	0.16 %
	計	1,281	1.77 %
陰性		70,955	97.83 %
判定保留	再検査		
	陰性	133	
	陽性	16**	
	判定保留	57	
	羊水検査*	53	
	受けず	31	
計		290	0.40 %
検査の総数		72,526	

* 多発的染色体数的異常が疑われた結果としての判定保留となった例を含む

** 13トリソミー:2例、18トリソミー:8例(1例のみ真陽性)、21トリソミー:6例(1例のみ真陽性)

WG第1回関沢氏資料

制度としてのNIPT～④規律の手法

「情報社会における公私の共同規制」の事例を参考に

墮胎罪→母体保護法 医療法, 臨床検査技師法等?

権利の章典的な**基本原則**

マルチステイクホルダー

承認・直接執行の免除

多様な関係当事者による自主規制ルールの策定

直接執行

参加・遵守

監督・執行

非認定機関

認定実施機関

制度としてのNIPT まとめ

- 私的問題と公的問題の両側面
- 胎児の価値 + 生殖の局面における自由の尊重 = 自由関係的プライバシーの支援
(法令をふまえた原則の理解)
- 公私協働の規律体制
- 規制外の機関への対応・・・根拠となる一般規則の確保

ご静聴ありがとうございました。